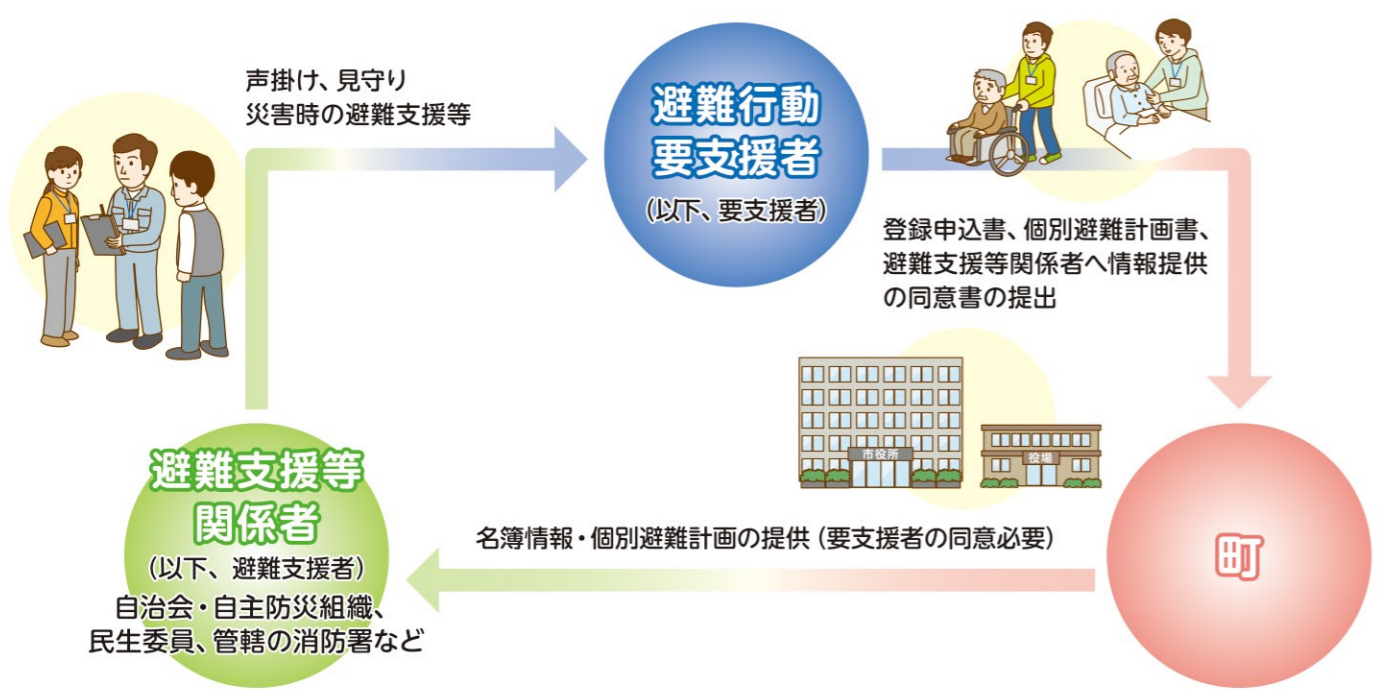


避難行動要支援者支援ガイド

避難行動要支援者支援制度の仕組みとは

高齢者や障がいのある人など、災害発生時に支援を必要とする人（避難行動要支援者）に対して、自治会・自主防災組織、民生委員、近隣住民など「避難支援等関係者」が連携して支援をしていく制度のことです。この制度は、町が「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から地域の避難支援等関係者に提供して、この情報をもとに地域の支え合いで避難行動要支援者を支援するものです。
 ※避難支援等関係者はできる範囲で支援をするもので、災害時の避難支援において義務や責任を伴うものではありません。



避難行動要支援者とは

災害時に自分で安全な場所へ避難することが難しい人たちのことです。町では、在宅で次のいずれかに該当する人を対象範囲とし、とくに避難に支援を要する方を「避難行動要支援者」とし、この制度の支援を希望する方であって、当該支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した方を名簿に登録しています。

障がいのある人	身体障害者手帳1級～2級の方（内部障害を除く） 療育手帳Aの方 精神障害者保健福祉手帳1級の方
要介護の人	要介護認定3～5までに該当する方
高齢者	高齢者のみの世帯の方（75歳以上）
その他	難病など、災害時に自力で避難または災害情報を入手することが困難な方



避難行動要支援者名簿とは

町では、要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成・管理するほか、避難支援者への名簿情報の提供などを行っています。また、名簿情報の提供を受けた避難支援者は、日ごろからの要支援者の見守り活動、災害時には安否確認や避難支援などに活用します。

個別避難計画とは

地震や風水害などの自然災害が発生したとき、地域の住民が協力し、要支援者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑にできるようにするための計画を「個別避難計画」といいます。個別避難計画の記載事項は次の3点となります。

- 1 避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする理由）
- 2 支援者に関する情報
- 3 避難先や避難経路に関する情報。個別支援計画を作成する際は、ご本人以外にも家族、日常地域で関わりのある方などで災害者の対応等を話し合い作成することで、より実効性の高い計画になります。

● 万が一被災してしまったときに ●

罹災証明の手続きを知っておきましょう

罹災証明書 交付手続きの流れ

申請 → 調査（市町村） → 交付（市町村）

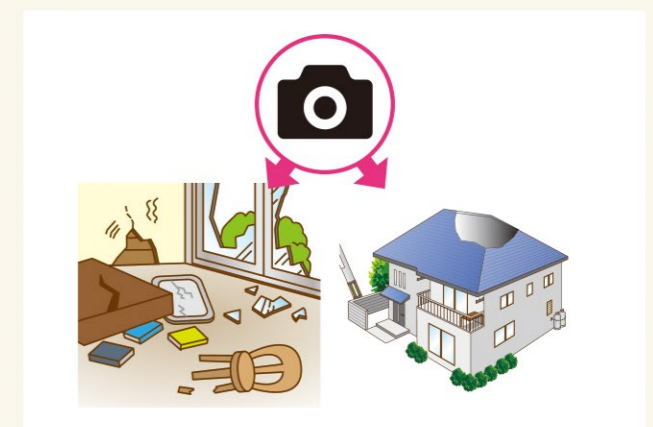
被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に達しない一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

罹災証明書

「罹災証明書」は、災害による住家被害の程度を証明する書類です。復旧支援等を受けるために必要となります。

被害状況がわかる写真をとりましょう

被害の様子がわかる写真をいくつかの角度から撮りましょう。罹災証明書の申請等で必要となります。



お問合せ 町民税務課税務班 TEL:0465-75-3641